

ごん が かん が

# 史跡恒川官衙遺跡整備基本計画



平成30（2018）年3月

長野県飯田市教育委員会

ごん が かん が  
**史跡恒川官衙遺跡整備基本計画**

平成30（2018）年3月

長野県飯田市教育委員会

# 序

史跡恒川官衙遺跡は、奈良時代から平安時代にかけて信濃国の最南に位置した伊那郡を治めていた役所「伊那郡衙」が所在していた遺跡です。

飯田市教育委員会では、昭和52年から始まった一般国道153号座光寺バイパス工事に先立つ発掘調査の成果として恒川遺跡群内に伊那郡衙が設けられていたことが有力になったことから、昭和57年度より国・県の補助を受け、伊那郡衙の実態を解明するための調査を継続して行ってきました。そして、平成25年7月に、これまでの発掘調査の成果やそれらの学術的な評価に基づき、さらには、指定地に権利を有する方々の同意と地域住民の皆様の理解をいただいて、恒川官衙遺跡の史跡指定に関する意見具申を行い、平成26年3月に文部科学大臣より史跡指定を受けるに至りました。

史跡恒川官衙遺跡では、正倉や正倉院を区画する溝、厨または館と推定される建物など伊那郡衙を構成する遺構がこれまでに確認されています。そして、陶硯・墨書土器・瓦・炭化米など郡衙を特徴付ける遺物もたくさん出土しています。さらに、史跡恒川官衙遺跡は、近江国から上野国・下野国を経て陸奥国に至る令制東山道の中で最大の難所であった神坂峠を越えて最初に通過する地であって、東国への玄関口としての立地特性を持った、律令国家による地方支配の実態を知る上でも重要な遺跡です。

飯田市教育委員会では、史跡恒川官衙遺跡を後世に適切に伝え活用を図るために、平成26・27年度の2ヵ年で「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」を策定しました。そして、引き続き平成28・29年度の2ヵ年で史跡公園整備のための整備基本計画を検討してきました。策定にあたり、座光寺地域から委員を選出いただき地域住民の意見・要望の反映に努めたところです。本整備基本計画は、保存活用計画において明らかにした史跡恒川官衙遺跡の主要な価値や副次的な価値及びそれらの構成要素を適切に保存し、活用するための史跡公園整備方針について、基本的な内容を定めたものです。

飯田の地は、古来より本州の東西を結ぶ内陸交通の要衝に位置し、東西日本の結節点となってきましたが、2027年のリニア中央新幹線開通や三遠南信自動車道整備など高速交通網の整備によってこれまで以上に人や文化の交流が盛んになると考えられます。その新たな大交流時代に向けて、グローバルな視野や感性とともにふるさと飯田に誇りと愛着を持つ人材の育成が求められています。史跡恒川官衙遺跡が、ふるさと学習や地域内外の人々の交流など、人づくりやまちづくりにおける飯田の地の特色や魅力を表す貴重な歴史文化資産の一つとして、今後より多くの皆さんに活用していただくことを切に望むところです。

最後になりましたが、本整備基本計画策定にあたり、多角的な視点で充実したご議論をいただいた史跡恒川官衙遺跡専門委員会の皆様、専門的な見地から指導・助言をいただいた文化庁文化財部記念物課及び長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課の関係職員の皆様に感謝申し上げます。

平成30年3月

飯田市教育委員会  
教育長 代田 昭久

## 例 言

1. 本書は、長野県飯田市座光寺に所在する史跡恒川官衙遺跡こんがかんがの整備基本計画策定書である。
2. 本事業は、飯田市教育委員会が事業主体となり、平成 28・29 年度の 2 ヶ年にわたり、国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した。
3. 事業実施にあたっては、飯田市文化財保護条例に基づき「史跡恒川遺跡専門委員会」を設置し、文化庁文化財記念物課、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課の指導助言を受けて協議を重ね、飯田市教育委員会が策定した。
4. 史跡恒川官衙遺跡専門委員会の委員等については「第 I 章 4 節 (2) 組織」に示している。
5. 本書における建物跡の遺構記号は (財) 長野県埋蔵文化財センターに準拠し、「S T」を用いている。
6. 本書の図は、飯田市所管の 1/10,000 飯田市地形図及び 1/2,500 飯田市都市計画基本図を使用して調整したものである。  
【承認番号】 29 飯地計第 231 号及び 26 飯地計第 184 号
7. 本計画の策定に係る事務は、飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課文化財活用係が行った。

## 本文目次

	(2)整備の全体的な進め方……………13
第Ⅰ章 整備基本計画策定の目的	第Ⅳ章 公有地化と発掘調査
1節 計画策定の目的…………… 1	1節 公有地化の進め方……………14
2節 計画の対象範囲…………… 1	2節 発掘調査の方針と計画……………14
(1)保存活用計画における地区区分の概要… 1	(1)発掘調査の方針……………14
(2)整備基本計画の対象範囲…………… 3	(2)発掘調査の計画……………15
3節 整備基本計画の実施期間…………… 3	①A 1 地区
4節 計画策定及び事業の推進体制…………… 5	②A 2・A 3 地区
(1)飯田市史跡恒川官衙遺跡専門委員会の 設置…………… 5	③A 4 地区
(2)組織…………… 5	④指定地外の地区
①史跡恒川官衙遺跡専門委員会	第Ⅴ章 史跡整備をめぐる現状と課題
②指導・助言	1節 指定地の土地利用の現況と課題……………17
③事務局	(1)指定地北東部……………17
(3)審議等の経過…………… 6	(2)指定地南西部……………17
(4)地域・関係団体等への説明等の経過…… 7	(3)恒川清水……………18
(5)事業の推進体制…………… 8	(4)指定地間の市道・河川等……………18
第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の価値	2節 周辺地域の現状と課題…………… 20
1節 史跡恒川官衙遺跡の主要な価値……………10	3節 これまでの発掘調査の状況と課題……………21
(1)遺構・遺物の価値…………… 10	4節 史跡恒川官衙遺跡の利活用の現状と 課題……………25
(2)史跡の立地から窺える価値…………… 11	5節 アクセスの現況と課題……………25
2節 史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値… 11	6節 リニア関連事業との調整……………27
第Ⅲ章 史跡整備の基本方針と構想	7節 史跡整備に関する地域住民や地域から の意見・要望……………27
1節 史跡整備の基本方針…………… 12	(1)史跡公園整備についての地域住民等から の意見・要望……………27
2節 史跡整備の構想……………12	
(1)基本理念……………12	

(2)ガイダンス施設整備についての地域からの要望	28	2 節 基盤整備	38
(3) 地域住民や地域からの意見・要望等への対応	28	(1)基盤造成	38
		(2)給排水・給電施設	38
		(3)雨水排水施設	39
<b>第Ⅵ章 整備計画対象地のゾーニングと各エリアの整備計画</b>		3 節 遺構表示	39
1 節 整備計画対象地のゾーニング	29	(1)基本的な考え方	39
(1)正倉院エリア	29	(2)整備手法と対象遺構	41
(2)正倉院北側エリア	29	①建物の復元展示	
(3)清水エリア	29	②建物の表示	
(4)ガイダンスエリア	29	③区画溝の表示	
(5)エリア間連絡路	30	4 節 ガイダンス施設の整備	43
(6)古墳ひろばエリア	30	(1)想定する利用者	43
(7)周辺地域	30	(2)既存施設との役割分担	43
2 節 各エリアの整備計画	32	(3)ガイダンス施設の役割と機能	45
(1)正倉院エリア	32	①ガイダンス施設の役割	
①遺構表示ゾーン		②ガイダンス施設の機能	
②多目的広場ゾーン		③ガイダンス施設の概要	
③園路・歩道		5 節 その他の施設の整備	47
(2)正倉院北側エリア	33	(1)園路・広場	47
(3)清水エリア	33	①園路	
①清水整備ゾーン		②広場	
②緑地ゾーン		(2)便益施設	47
(4)ガイダンスエリア	33	①駐車場・駐輪場	
(5)エリア間連絡路	34	②トイレ	
(6)古墳ひろばエリア	34	③四阿・ベンチ・水飲み場	
(7)周辺地域	34	(3)照明・防犯施設	48
		(4)管理施設	48
<b>第Ⅶ章 整備計画対象地における施設等の整備基本計画</b>		6 節 動線・サイン計画	49
1 節 標識・説明板・案内板等の整備	35	(1)アクセスルート上のサイン整備	49
(1)標識	35	(2)整備計画対象地及び周辺の動線	49
(2)説明板	37		
(3)境界標	37	7 節 修景に関する計画	
(4)案内板・道標	37	(1)修景の方法	51
(5)銘板（名称板）	38	①境界域の修景	

②送電施設	
(2)植栽	51
8 節 周辺地域の景観保全	51
第Ⅷ章 整備事業の年次計画	56
第Ⅸ章 整備後の維持管理計画	
1 節 維持管理の内容	57
(1)史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素	57
(2)史跡指定地において史跡の保護に有効な諸要素	57
(3)公開・活用のために設置した諸施設	57
2 節 維持管理体制	58
(1)地域と行政との連携・協働	58
(2)行政諸機関との連携	58
第Ⅹ章 整備過程及び整備後の課題	
1 節 未整備の指定地の取り扱い	59
2 節 地域との協働による保存活用	59
3 節 リニア関連事業等への対応	60
4 節 周辺地域の景観の保全	60

## 図版目次

図 1 史跡保存活用のための地区区分	2
図 2 整備基本計画の対象範囲	4
図 3 事業推進体制のイメージ	9
図 4 発掘調査の年次計画	16
図 5 指定地及び周辺の土地利用状況	19
図 6 過去の発掘調査実施箇所	22
図 7-1 正倉院遺構変遷図（Ⅰ・Ⅱ期）	23
図 7-2 正倉院遺構変遷図（Ⅲ・Ⅳ期）	24
図 8 史跡恒川官衙遺跡への主要アクセスルート	26
図 9 整備計画対象地のゾーニング	31
図 10 基盤造成等模式図	38
図 11 河川・用水路等現況図	40
図 12 既存の類似文化施設の位置と主なアクセスルート	44
図 13 ガイダンス施設内部のイメージ	46
図 14 駐車場・駐輪場整備のイメージ	48
図 15 周辺地域の文化財と主なアクセスルート	50
図 16-1 ガイダンスエリアからのモデル動線概念図	52
図 16-2 JR 元善光寺駅からのモデル動線概念図	53
図 17-1 正倉院エリア整備概念図	54
図 17-2 清水エリア整備概念図	54
図 17-3 正倉院北側エリア整備概念図	55
図 17-4 ガイダンスエリア整備概念図	55

## 資料目次

資料1 「英語解説の改善・充実にあたっての視点」 .....	35
資料2 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 .....	36
資料3 史跡等における歴史的建造物等の復元の 取扱い基準.....	42
資料4 ガイダンス施設の例 .....	46



# 第 I 章 整備基本計画策定の目的

## 1 節 計画策定の目的

史跡恒川官衙遺跡は、古代律令国家における信濃国の最南の地方行政単位であった伊那郡を統治していた役所（伊那郡衙）跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。

飯田市は、史跡恒川官衙遺跡の保存を確実なものにしていくため、平成 25（2013）年 7 月 31 日に史跡指定に関する意見具申を行い、平成 26（2014）年 3 月 18 日に文部科学大臣より史跡の指定を受けた。

本整備基本計画は、平成 26・27（2014・2015）年度の 2 ヶ年をかけて策定した『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（飯田市教委 2016）（以下、「保存活用計画」と呼ぶ）に基づき、史跡恒川官衙遺跡の適切な保存と活用を図るため、史跡恒川官衙遺跡がもつ本質的価値や社会的要請を踏まえつつ、主としてハード面における整備の基本的な計画内容を策定するものである。

## 2 節 計画の対象範囲

### （1）保存活用計画における地区区分の概要

保存活用計画においては、平成 26（2014）年 3 月 18 日に史跡指定された地区及び恒川遺跡群全体の保存活用のため、発掘調査によってこれまでに判明している遺構の分布状況やその性格、遺構確認の進展状況、さらには、土地利用の現況などを加味し、指定地を A 1～A 4 の 4 地区、指定地以外の恒川遺跡群を B～D の 3 地区に区分した。各地区の概要は以下のとおりである。

なお、平成 28（2016）年 10 月 3 日に追加史跡指定を受けたことに伴い、本整備基本計画では保存活用計画における地区区分の範囲を一部修正している（図 1）。

地区区分	地区の概要
A 1 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊那郡衙の正倉院を構成する正倉及び正倉院南辺外周区画溝などが確認されている地区</li> <li>○正倉院全体のおよそ 1 / 3 程度を占めると考えられる</li> <li>○正倉の建物配置がある程度把握されている</li> <li>○正倉院南辺外周区画溝から出土した瓦により瓦葺の正倉の存在が推定される</li> </ul>
A 2 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正倉院の一部及び厨家又は館と推定されている地区</li> <li>○礎石建物、掘立柱建物、正倉院外周区画溝や郡衙北限溝の一部が確認されている</li> </ul>
A 3 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正倉院に関連する遺構の存在が推定される</li> <li>○未調査個所が大半を占める地区</li> </ul>

（3 頁に続く）

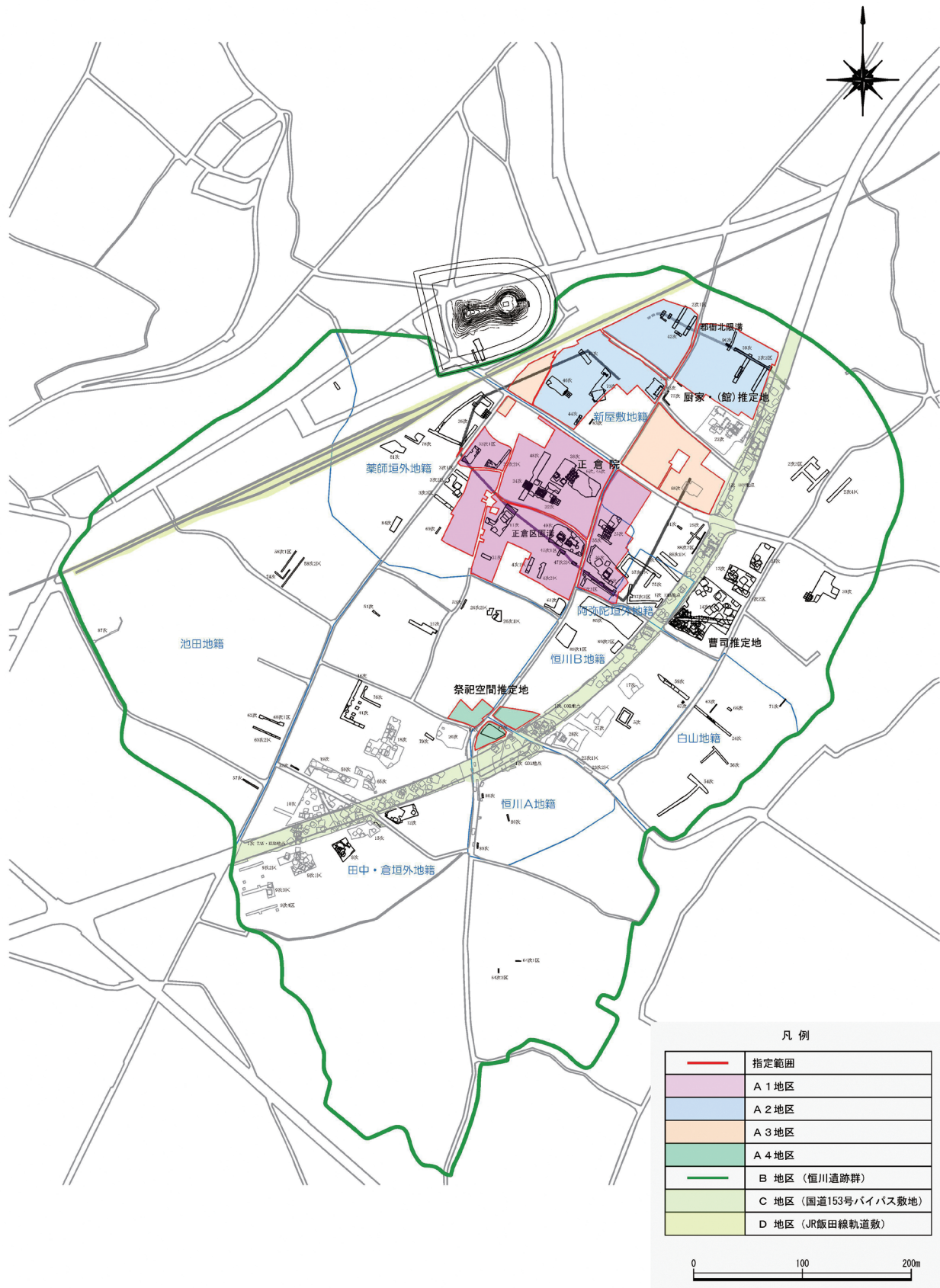


図 1 史跡保存活用のための地区区分 (保存活用計画の地区区分図を一部修正)